

議会議案第14号

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の速やかな改正を求める意見書

上記の議案を次のとおり加賀市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年9月25日

加賀市議会議長 今 津 和喜夫 様

提 出 者

加賀市議会議員	上 田 朋 和	加賀市議会議員	稲 垣 清 也
〃	上 野 清 隆	〃	中 谷 喜 英
〃	荒 谷 啓 一	〃	林 直 史
〃	東 野 真 樹	〃	山 口 忠 志
〃	中 川 敬 雄	〃	林 茂 信
〃	南 出 貞 子	〃	川 下 勉
〃	辰 川 志 郎		

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の速やかな改正を求める意見書

再審は、誤って有罪とされた冤罪被害者を救済することを目的とした制度であり、冤罪被害者が速やかに救済されなければならないことは論を待たない。

再審開始決定を得た事件の多くでは、開示された証拠が再審開始の判断に影響を及ぼしており、再審請求手続における証拠開示の制度化の重要性は明らかである。一方、現状では、捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みについて、現行法に明文化された規定がなく、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情である。

平成 28 年に改正された刑事訴訟法の附則において、国は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに再審請求審における証拠の開示について、検討を行う旨が定められており、証拠開示の制度化を早急に行うことが求められる。

さらに再審開始決定がなされても、再審開始決定に対する検察官の不服申立てが認められていることによって、再審決定が長期化するなど、制度的に再審が保障される仕組みになっていない。

よって、国におかれては、刑事訴訟法の再審規定の在り方について、上記の実情等を踏まえ、議論を加速するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

議会議案第15号

学校給食の無償化制度の構築を求める意見書

上記の議案を次のとおり加賀市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年9月25日

加賀市議会議長 今 津 和喜夫 様

提 出 者

加賀市議会議員	上 田 朋 和	加賀市議会議員	辰 川 志 郎
〃	上 野 清 隆	〃	稲 垣 清 也
〃	荒 谷 啓 一	〃	中 谷 喜 英
〃	一 色 眞 一	〃	林 直 史
〃	東 野 眞 樹	〃	山 口 忠 志
〃	中 川 敬 雄	〃	林 茂 信
〃	南 出 貞 子	〃	川 下 勉

学校給食の無償化制度の構築を求める意見書

学校給食法は、第1条において、学校給食は「児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである」とし、子どもたちの健やかな成長になくってはならないものであるとしている。

国は、昨年6月の「子ども未来戦略方針」において、学校給食費無償化の実現に向け、各自治体における取組の実態や成果・課題の調査を行い、具体的方針を検討するとし、その調査結果が本年6月に公表された。

調査結果では、全国1,794自治体のうち、昨年9月時点で何らかの形で無償化や一部補助を実施しているのは772自治体あり、そのうち、574自治体が小中学生全員を対象とするなど近年その取組が広がっていることが分かった。

しかし、その多くは財源の確保に苦慮しているところであり、加えて無償化または一部負担すら実施が困難な自治体も多数あることを踏まえると、このままでは学校給食費無償化の取組が自治体の財政事情により差が生じ、取組の継続性が担保されず、学校給食制度本来の理念・目的から遠ざかることになりかねないと危惧されるところである。

よって、国におかれては、教育の根幹に関わる給食制度が自治体間で格差を生じることのないよう、その責任において、学校給食費無償化の実現に向けた検討を速やかに進め、必要な制度の構築を早急に行うよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。